○鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員証に関する規程

(平成 15 年 3 月 20 日 規 程 第 1 号)

(趣旨)

- 第1条 この規定は、鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員(以下「認定調査 員」という。)が所持する、鳥羽志勢広域連合介護保険認定調査員証(以下「認 定調査員証」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (内容)
- **第2条** 認定調査員は、常に認定調査員証(様式第1号)を所持し、職務の遂行に当たり必要があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 認定調査員は、新たに採用されたときは、認定調査員証発行申請書(様式第2号)を提出し、認定調査員証の交付を受けなければならない。
- 3 認定調査員は、認定調査員証の記載事項に変更を生じたとき、又は認定調査 員証を亡失し、又は損傷したときは、その旨を届け出て再交付を受けなければ ならない。
- 4 認定調査員でなくなった者は、認定調査員証を速やかに広域連合長に返還しなければならない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

 鳥羽志勢広域連合
 第 号

 介護保険認定調査員であることを証明する。

 年月日発行鳥羽志勢広域連合長

 鳥羽志勢広域連合長

(裏)

注意事項

- 1 本証は、常に所持し、必要に応じて提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに届け出なければなら ない。
- 4 本証は、認定調査員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第2号(第2条関係)

鳥羽志勢広域連合

介護保険認定調査員証発行申請書

住	所				ļ
氏	名			: ! 写 真 !	
生年(年)		年 月 (歳)	日生	 	1
鳥羽	志勢点	域連合介護保険認定調査員証の引	発行を申請	青します。	
	年	月日			
	焦	为羽志勢広域連合長 様			
		氏 名	<u>7</u>	印	

発行日 年 月 日
